



山形県公報

令和6年9月13日(金)
第537号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(農業技術環境課) ……941
- 公共測量の実施の通知……………(農村計画課) ……942
- 同……………(県土利用政策課) ……同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……同

選挙管理委員会関係

告 示

- 直接請求に必要な有権者の数……………946

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(DX推進課) ……947
- 令和6年度砂利採取業務主任者試験の実施……………(産業創造振興課) ……同
- 一般競争入札の公告……………(村山総合支庁建設総務課) ……同

告 示

山形県告示第647号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和6年9月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
農事組合法人庄内産直センター
組合長理事 小林 隆範
鶴岡市栢屋字天保恵65番地3
- (2) 届出の内容

農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
榎本 直樹 玄米	同 左	国内産農産物に限る。	令和6年8月29日
土田 拓磨 玄米			

- (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
農事組合法人庄内協同ファーム
代表理事 小野寺 紀允
鶴岡市八色木字西野338番地
- (2) 届出の内容

登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地		変更年月日
変更前	変更後	
農事組合法人庄内協同ファーム 代表理事 今野 裕之 鶴岡市八色木字西野338番地	農事組合法人庄内協同ファーム 代表理事 小野寺 紀允 鶴岡市八色木字西野338番地	令和6年8月7日

山形県告示第648号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年9月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
最上郡真室川町大字川ノ内地内
- 2 公共測量を実施する期間
令和6年9月19日から令和7年2月28日まで
- 3 作業の種類
公共測量（用地測量）

山形県告示第649号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年9月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
酒田市～最上郡戸沢村古口地内
- 2 公共測量を実施する期間
令和6年9月9日から同年12月20日まで
- 3 作業の種類
公共測量（水準測量）

山形県告示第650号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年9月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第3中	〃	もがみ町支店	最上郡最上町大字向町 605番地5	を
	〃	遊佐支店	飽海郡遊佐町遊佐字京 田103番地	

〃	もがみ町支店	最上郡最上町大字向町 605番地5	に改める。
---	--------	----------------------	-------

別表第4中

〃	北山形支店	〃 円応寺町5番7号	〃 〃
〃	ときめき通り支店	〃 五十鈴三丁目1番10号	〃 〃

を

〃	ときめき通り支店	〃 五十鈴三丁目1番10号	〃 〃
---	----------	---------------	-----

に、

〃	山形南支店	山形市本町一丁目4番21号	〃 〃
---	-------	---------------	-----

を

〃	北山形支店	山形市本町一丁目4番21号	〃 〃
〃	山形南支店	〃	〃 〃
〃	北町支店	〃	〃 〃

に、

〃	イオン山形北支店	〃	〃 〃
〃	北町支店	〃 円応寺町5番7号	〃 〃

を

〃	イオン山形北支店	〃	〃 〃
---	----------	---	-----

に、

〃	東部酒田支店	〃	〃 〃
---	--------	---	-----

を

〃	遊佐支店	〃	〃 〃
〃	東部酒田支店	〃	〃 〃

に改める。

別表第5中

〃	御廟支店	〃 御廟二丁目7番 88号	〃 〃
〃	中田支店	〃 中田町913番地 の4	〃 〃
〃	通町支店	〃 通町六丁目11番 6号	〃 〃

を

〃	御廟支店	〃 御廟二丁目7番 88号	〃 〃
---	------	------------------	-----

に、

〃	西支店	〃 みどり町32番61 号	〃 〃
---	-----	------------------	-----

を

〃	美原町支店	〃	〃 〃
〃	西支店	〃 みどり町32番61 号	〃 〃

に、

〃	錦町支店	〃 錦町15番15号	〃 〃
〃	美原町支店	〃 美原町29番35号	〃 〃

を

〃	錦町支店	〃 錦町15番15号	〃 〃
---	------	------------	-----

に、

東北労働金庫 青森支店	青森市本町三丁目3番 11号	〃 〃
----------------	-------------------	-----

を

米沢信用金庫 中田支店	米沢市春日一丁目2番 12号	〃 米沢支店
〃 通町支店	〃 東三丁目2番28 号	〃 〃
東北労働金庫 青森支店	青森市本町三丁目3番 11号	〃 県庁支店

に改める。

附 則

この規程は、令和6年9月17日から施行する。ただし、別表第5の改正規定中

〃	西支店	〃	みどり町32番61号	〃	〃	を

〃	美原町支店	〃		〃	〃	に、
〃	西支店	〃	みどり町32番61号	〃	〃	

〃	錦町支店	〃	錦町15番15号	〃	〃	を
〃	美原町支店	〃	美原町29番35号	〃	〃	

〃	錦町支店	〃	錦町15番15号	〃	〃	に改める部分は同年10月7日か
---	------	---	----------	---	---	-----------------

ら、別表第4の改正規定中

〃	北山形支店	〃	円応寺町5番7号	〃	〃	を
〃	ときめき通り支店	〃	五十鈴三丁目1番10号	〃	〃	

〃	ときめき通り支店	〃	五十鈴三丁目1番10号	〃	〃	に、
---	----------	---	-------------	---	---	----

〃	山形南支店	山形市本町一丁目4番21号	〃	〃	〃	を
---	-------	---------------	---	---	---	---

〃	北山形支店	山形市本町一丁目4番21号	〃	〃	〃	に、
〃	山形南支店	〃	〃	〃	〃	
〃	北町支店	〃	〃	〃	〃	

「	イオン山形 北支店	「	「	」
」	北町支店	」	円応寺町5番7 号	」

を

「	イオン山形 北支店	「	「	」
---	--------------	---	---	---

に改める部分は同年11月18日か

ら、別表第3の改正規定及び別表第4の改正規定中

「	東部酒田支 店	「	「	」
---	------------	---	---	---

を

「	遊佐支店	「	「	」
」	東部酒田支 店	」	「	」

に改める部分は令和7年1月6日

から施行する。

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和6年9月13日

山形県選挙管理委員会

委員長 粕谷真生

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 17,487人

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 209,294人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数	選挙区名	3分の1の数	選挙区名	3分の1の数
山形市	67,244人	上山市	8,186人	南陽市	8,357人
米沢市	21,418人	村山市	6,286人	東村山郡	6,865人
鶴岡市	33,777人	長井市・ 西置賜郡	14,321人	最上郡	9,916人

酒田市・飽海郡	31,232人	天童市	16,852人	東置賜郡	10,041人
新庄市	9,307人	東根市	13,162人	東田川郡	7,534人
寒河江市・西村山郡	21,122人	尾花沢市・北村山郡	5,836人		

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和6年9月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
情報系パソコン基本ソフト更新及びパソコン配布業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県みらい企画創造部DX推進課デジタル基盤整備担当
山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2094
- 3 落札者を決定した日 令和6年7月25日
- 4 落札者の名称及び所在地
株式会社YCC情報システム 山形市松波四丁目5番12号
- 5 落札金額 55,880,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和6年6月14日

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、令和6年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和6年9月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 試験の日時及び場所
 - (1) 日 時 令和6年11月8日（金） 午前10時から正午まで
 - (2) 場 所 山形県工業技術センター 講堂 山形市松栄二丁目2番1号
- 2 受験手続
受験願書を令和6年9月30日（月）から同年10月11日（金）までの間に山形市松波二丁目8番1号産業労働部産業創造振興課に提出すること（郵送による提出の場合は、10月11日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。）。
- 3 その他
詳細については、産業労働部産業創造振興課鉱山鉱害防止・計量担当（電話023(630)2361）に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、道路凍結抑制剤（塩化ナトリウム）の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和6年9月13日

山形県村山総合支庁長 地 主 徹

- 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市鉄砲町二丁目19番68号 山形県村山総合支庁共用入札室（6階）
 - (2) 日時 令和6年10月25日（金） 午後1時30分
- 2 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 道路凍結抑制剤（塩化ナトリウム） 1,446,000キログラム
 - (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 契約期間 契約締結の日から令和7年3月31日まで
 - (4) 納入方法及び納入場所 仕様書による。
 - (5) 入札方法 1キログラム当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。
- 3 入札参加者の資格
- 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
 - (2) 令和6年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和6年1月30日付け県公報第474号）により公示された資格を有すること。
 - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
 - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等
- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等
山形市鉄砲町二丁目19番68号 山形県村山総合支庁建設部建設総務課経理係 電話番号023(621)8186
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県村山総合支庁建設部建設総務課経理係で交付するほか、山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
 - (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和6年10月9日（水）午後5時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月3日（木）午後5時までに山形県村山総合支庁建設部建設総務課経理係に提出するとともに、併せて2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。
- (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Sodium chloride, 1,446,000kg
- (2) Time-limit for tender: 1:30 P.M. October 25, 2024
- (3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Construction Administration Division, Yamagata Murayama Government, 19-68 Teppoumachi 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-2492 Japan
TEL 023(621)8186

令和6年9月13日印刷 発行所 山形県庁
令和6年9月13日発行 発行人 山形県